

管理番号	監査対象	要改善事項/意見	項目	主な内容	報告書ページ	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局
1	I. 収集運搬	意見	(1) ごみ	退職者不補充の取組みの継続により、家庭系ごみの収集を行う正規市職員は年々減少かつ高齢化し、すでに収集作業を行うための最低限必要な数を割り込んでいる。市としては、民間委託等の推進など、是正策の検討を開始しているが、対応のスピードアップを図り、早期の方針決定とその準備対応が必要と考える。	47	関係部署、団体との調整回数を増やすことなど、対応をスピードアップしています。引き続き、安定的かつ継続的な収集を最優先事項とした上で、関係部署、団体との調整を進めていきます。	措置等を講じた	廃棄物政策課	環境部
2	I. 収集運搬	意見	(2) し尿	市の下水道の整備によりいずれは民間の業者も業種転換等により僅少となっていく。今後そのような事態に対処していくため、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合のアクアセンターあじさいとの関係も含め、近隣の自治体等との連携をとり共同で対応する仕組みを構築する等、種々の方法を検討し、早い段階から計画を立てて取り進む必要がある。	49	今後のあり方について、広域処理やごみ処理方針の検討と合わせ、安定的な処理、費用対効果等さまざまな観点から総合的に検討していきます。	検討中	環境サービス課	環境部
3	II. 処理施設 1. ごみ処理施設	意見	① 施設の稼働状況と適正な施設規模について	南北クリーンセンターの処理能力は、旧沼南地域のごみ処理を含めもまだ若干の余裕があるように見える。北部クリーンセンターの設備更新に当たっては、広域処理を行う柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合との兼ね合いも考慮した適切な設備規模のあり方を検討する必要があると考える。	54	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合等との広域処理やごみ減量等を踏まえつつ、焼却規模や3つの清掃工場体制の合理化をはじめ、今後の各施設のあり方等について安定的な処理、費用対効果等さまざまな観点から総合的に検討していきます。	検討中	廃棄物政策課	環境部
4	II. 処理施設 1. ごみ処理施設	意見	② 施設の稼働度と固定費について	委託料に占める施設の固定費の割合は大きく、また、金額も多額となる。その一方で、南北両クリーンセンターを合わせた処理能力には相当程度の余裕がある状況である。 一般的には、処理施設の有効活用(たとえば他自治体からのごみ処理の受け入れ等)がダウンサイジングを検討する局面であろう。 他自治体からのごみ処理の受け入れ等は困難が予想されるが、委託費等の削減の観点からは、北部クリーンセンターにおける現在の3炉体制と焼却炉の一部廃止(1炉廃止)した場合の保守・修繕コスト等の比較考量を一度は検討してみる意義があると考えられる。 なお、委託費の観点からは、南北クリーンセンターの長期運営管理委託契約について、契約当初の計画ごみ処理量と実際のごみ処理量の大幅な乖離が生じる場合には、契約者間の協議により契約内容の見直しを行うことも委託費削減の方策の一つと考える。	55	ダウンサイジングについては、広域処理やごみ減量等を踏まえつつ、焼却規模や3つの清掃工場体制の合理化をはじめ、今後の各施設のあり方等について安定的な処理、費用対効果、リスク管理等さまざまな観点から総合的に検討していきます。なお、南部クリーンセンターについては、長期責任委託契約において、事業が適切に遂行されるように業務の履行状況について、監視(運営モニタリング)、契約内容等の見直しを民間事業者業務委託に行っています。	検討中	廃棄物政策課 北部クリーンセンター 南部クリーンセンター	環境部
5	II. 処理施設 1. ごみ処理施設	意見	③ 北部クリーンセンターの老朽化について	北部クリーンセンター及び粗大・不燃ごみ処理施設の老朽化対策は喫緊の課題であり、今後の方針に関して進捗を進めて検討する必要がある。 北部クリーンセンターの老朽化に伴う施設の更新の問題は、施設規模の観点、広域処理の観点、そして当然のことながら地域住民の観点から十分な検討が必要であり、長い準備期間を要するものと思われる。放射能問題への対応と並行して、早期の準備に着手する必要があると考える。	56	老朽化が進んでいる北部クリーンセンター及び粗大ごみ処理施設の再整備については、整備方針の策定に向けた老朽化等に関する基礎調査に着手しました。今後も安定的な処理、費用対効果、リスク管理等さまざまな観点から総合的に勘案していきます。	措置等を講じた	廃棄物政策課	環境部
6	II. 処理施設 1. ごみ処理施設	意見	④ 3つの清掃工場と1市2制度の課題について	1市2制度については、市もその解消の必要性について、今後の課題として十分な認識をしているところである。 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合との関係もあり、それぞれのごみ処理事情等もあるところから、短絡的に解決が図れる問題ではないが、実現に向けてさらに歩を進めるべく、対応を図っていくべきであろう。	57	1市2制度の解消については、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合及び構成市の鎌ヶ谷市と定期検討会を開催するなど協議を進めており、その一環として、小型家電リサイクル事業は柏市全域を同一制度で実施する予定で、引き続きごみの広域処理や減量等を踏まえつつ、焼却規模や3つの清掃工場体制の合理化をはじめ、安定的な処理、費用対効果等さまざまな観点から総合的に検討していきます。	検討中	廃棄物政策課	環境部
7	II. 処理施設 2. 放射能問題への対応に係る国からの補助金及び東京電力への求償について	意見		南部クリーンセンターの稼働状況は、放射能問題が生じる前と比べ、運転停止を余儀なくされた結果、相当程度の稼働率の低下が生じている。 南部クリーンセンターに関しては、炉の焼却停止により委託費の固定費見合いにつき機会損失が発生しているものと考えられる。 当該施設の稼働上の機会損失に関しても、請求の可否につき再度検討してみることが望まれる。	60	炉の焼却停止に伴う機会損失の賠償請求については協議を行っていますが、現時点では、東京電力の賠償対象外とされています。引き続き、他の賠償対象業務に関する請求状況も勘案しながら対応していきます。	措置等を講じた	廃棄物政策課 南部クリーンセンター	環境部
8	II. 処理施設 3. 最終処分場	意見		第2最終処分場については、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合が不燃残渣の処分を必要としなくなったため、平成22年1月の埋立処理を最後に、廃棄物処分場としては利用されていない。 災害廃棄物の置き場として利用する等、最終処分場を廃止せず、現在の状態を維持するのであれば、今後の利用方針について市としての見解を明らかにし、市民に開示すべきである。 最終処分場に関しては、その用途とあり方に関する今後の方向性を明確にしておくことが重要と考える。	63	広域処理や1市2制度解消等を含め、今後の各清掃施設のあり方を検討する中で、位置づけ等を検討していきます。	検討中	廃棄物政策課 南部クリーンセンター	環境部
9	II. 処理施設 4. し尿処理施設	意見		旧柏地域においては、平成16年度に施設処理能力の削減を図った時点から平成24年度までにし尿、浄化槽汚泥とも処理量が6割程度水準に減少してきている。今後さらなる処理量の減少が見込まれ、施設の在り方につき検討が必要となる。	65	今後のあり方について、広域処理やごみ処理方針の検討と合わせ、安定的な処理、費用対効果等さまざまな観点から総合的に検討していきます。	検討中	環境サービス課	環境部
10	II. 処理施設 5. 柏市リサイクルプラザ	意見	① 施設運用に関する長期計画	平成25年度策定の計画によれば、平成29年度までは安定稼働が確保されると予想されるが、それ以降の具体的な計画は明確ではない。また、平成22年度時点における精密機能検査も、その時点における要求機能の充足に主眼が置かれており、決して今後一定期間における機能を保証したものではないと思われる。どこまでの性能を維持することが可能か、それ以降も同等の性能を維持して施設を稼働することが可能かといった見地からの検討が必要ではないかと考える。現状実施している検査時点での機能評価とは別に、今後の機械装置の使用可能期間に係る評価を実施することが必要と考える。 また、今後5年以降の柏市リサイクルプラザのあり方や他の施設との発展的な統合も視野に入れることが望まれる。	67	施設の安定稼働に向けて設備機械の計画的な修繕等を行っていくとともに、他の清掃施設の今後のあり方等を検討していく中で、リサイクルプラザの機能や施設の更新等を検討していきます。	検討中	廃棄物政策課	環境部

管理番号	監査対象	要改善事項/意見	項目	主な内容	報告書ページ	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局
11	II. 処理施設 5. 柏市リサイクルプラザ	意見	② 太陽光発電等の収支検討について	CO2削減量及びその設置のための雇用効果を目的とした補助事業であるとはいえ、設備の設置により事業全体の採算が確保されるわけではないため、単に設備を設置したのみでは事業の意義に疑問が生じる。 今後は、当該設備を生かし、CO2削減のためのコストパフォーマンス等の実態把握として事後の設備維持費や削減電力代を合わせた効果測定を実施したり、普及のためのPRの手段に利用する等の積極的な活用が望まれる。	68	太陽光発電装置によるCO2削減量及び電力量の測定と合わせ、維持管理費の把握や削減電気代を試算して効果を把握していきます。また、太陽光発電による発電量や削減したCO2削減量を掲示するなど、施設来館者へのPRを開始しました。	措置等を講じた	廃棄物政策課	環境部
12	II. 処理施設 5. 柏市リサイクルプラザ	意見	③ リボン館の利用率向上	ここ数年の傾向をみると、リボン館の利用者数は減少の一途をたどっている。魅力ある事業の実施や周知方法の向上に努めることで、さらなる利用者の増加に努めることが望まれる。	70	町会団体等へのPRの強化やリボン館を含む環境関連施設などを結ぶ「ウォーキングマップ」を作成するなど多様な媒体を活用した周知活動の強化や、新たな講座開設による魅力向上など、リボン館利用者を増加させる新たな取り組みを開始しました。	措置等を講じた	廃棄物政策課	環境部
13	II. 処理施設 5. 柏市リサイクルプラザ	意見	④ リボン館における家具売却代金	クリーンセンターでリサイクルと分別された時点で、ごみから有価物へと変化するため、資産保全の観点から、分別時以降に関する内部統制を構築する必要があると考える。	70	搬出入についての記録表の使用を開始し、搬出時と搬入時での数量確認を行うこととしました。	措置等を講じた	廃棄物政策課	環境部
14	II. 処理施設 6. 柏プラネット	意見	① 土地使用契約における土壌汚染に関する条項	市は、柏プラネットの事業用地に関して土地使用借契約書を締結し、無償貸与している。当該施設は法律の適用対象とはならないものの、土壌汚染に配慮した契約内容を考慮することが望まれる。	72	平成26年度契約分から、土壌汚染の防止や状況把握、判明した場合の報告に関する条項を契約書に追加しました。	措置等を講じた	廃棄物政策課	環境部
15	II. 処理施設 7. 建築物の耐震化	意見		山高野浄化センターには、昭和44年に竣工した旧処理施設があるが、平成16年の現処理施設の改造に伴って、その使用を中止し、現在未使用の遊休施設として立ち入り禁止の状態が保持されている。倒壊の危険のある経年劣化した建築物がいつまでも取り壊されずに残されていくことは問題である。また、し尿関係の今後の見直しを勘案しても、今後処理施設の拡充場所として利用される可能性は乏しく、山高野浄化センターの敷地のおよそ2分の1の近くの面積を占める旧処理施設をそのまま遊休資産として保持しておくことは合理的でない。 遊休資産の有効活用の観点から、たとえば隣接する山高野運動広場の拡充や市民のための施設の設置等、旧施設の取り壊しを兼ねて活用することの検討が望まれる。	77	当該施設は、解体工事に多額の費用がかかり、今後新たな活用予定もありません。このため、当分の間は当該施設の安全に配慮しながら、管理を継続していきます。	措置等を講じない	環境サービス課	環境部
16	III. 減量・資源 1. 減量	意見	(3) 多量排出事業所への指導	市では、年に一度、事業系一般廃棄物減量計画書の提出を求めた指定多量廃棄物排出者の中から抽出し、廃棄物の適正処理、減量・資源化の状況調査を実施している。当該制度に関しては、以下の点につき検討が必要と考える。 ① 現在の結果報告書には、単に指導内容が記載されているのみで、調査対象先の了解の有無が明示されていない。例えば報告書に相手先の印鑑をもらう等の工夫が必要と考える。 ② 調査対象の抽出に関しては、ルールとして定められているわけではない。また、計画書未提出先に対する催促の結果が記録として残されていない。計画書の未提出先へのフォローアップや調査対象先の抽出方法に関しての一定のルールを整備し、運用を図るべきと考える。また、指導を実施した事業所のその後の状況をフォローすることも必要と考える。	80	① 立入調査の最後に指摘事項などを改めて相手方と確認し、その場で調査票にサインをもらうこととしました。 ② 立入調査の抽出については、減量計画書の内容に指摘項目や不備があることや、過去に立入調査の実績が無いことを原則的なルールとして決めました。また、計画書未提出者に対する対応について、催促の時期や回数、結果に関する記録表を整備するとともに、事業者の取り組みがフォローできるよう、減量計画書に効果を記載する欄を設けました。	措置等を講じた	廃棄物政策課	環境部
17	III. 減量・資源化2. 資源化	意見		市が掲げる平成28年度総資源化率目標値の33.5%は、その達成が必ずしも容易ではないと考えられる。 資源化率向上のため、今後も対策の継続的な実施が望まれるのは言うまでもない。さらに、資源化率向上のみに囚われることなく、根本的なごみの問題、分別、収集、処理、リサイクルの方法を全体として事業を考察していく必要がある。 他自治体の事例を吸収するとともにさらなる施策の実施が必要と考える。	83	ごみ減量や資源化に向けては、市民や事業者へのごみ減量啓発や分別啓発を進めることとあわせ、より多くの市民や事業者を巻き込むためのしくみづくりや、市民や事業者がごみ減量に主体的に取り組むための体制づくりなどを通して具体的な行動につなげていけるよう、他の自治体の取り組みを参考にしながら取り組みを進めていきます。 なお、新たな取り組みの一つとして、平成26年度後半に小型家電リサイクル事業を開始し、使用済み小型家電の一部について不燃ごみから資源品への転換を図ります。	措置等を講じた	廃棄物政策課	環境部
18	IV. 契約	意見	● 廃棄物政策課	② 一般廃棄物(容器包装プラスチック類)処理業務委託 業者の見積書の積算根拠資料が入手されていない。今後は積算根拠の分かる資料を入手し、見積内容を詳細に検討し、市の設計額の算定の参考とすべきである。 なお、市では、平成25年度契約からは、見積書の積算根拠を入手している。	90	平成26年度委託契約において、見積書の根拠資料を入手するとともに、業務の履行状況を勘案して各種経費額を積算しました。	措置等を講じた	廃棄物政策課	環境部
19	IV. 契約	意見	● 北部クリーンセンター	① 新水処理施設保守点検業務委託 当該取引は、北部クリーンセンターにおける取引であるが、同じように南部クリーンセンターにおいても、所管する最終処分場の浸出水処理を行っている。 北部クリーンセンター、南部クリーンセンターとも各自単独に業者と随意契約により契約締結し、当該業務を委託している。両者の委託業者は同じ会社である。施設が異なり、埋立した廃棄物も異なるため、必ずしも同じ作業内容とは限らないものの、業務内容の比較等により委託金額の整合性を検討することが可能と考える。 北部、南部と所管部署は異なるとしても、同じ環境部内のことであり、両課で相談や調整を行い対応を図ることが望まれる。	94	南・北クリーンセンター管理の最終処分場については廃棄物の相違による管理方法の違い等がありますが、両クリーンセンターで情報交換をし、調整可能な部分については委託金額などの整合性を図る協議を実施しました。	措置等を講じた	北部クリーンセンター 南部クリーンセンター	環境部

管理番号	監査対象	要改善事項/意見	項目	主な内容	報告書ページ	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	
20	IV. 契約	意見	●北部クリーンセンター	① 新水処理施設保守点検業務委託	北部クリーンセンター、南部クリーンセンターがそれぞれ所管する最終処分場の排水処理施設に係る運転管理業務は、同じ業者委託している。ただし、委託業務の業者選定に関しては、前者の業者選定に関しては従来から随意契約によるのに対し、後者については、現在は随意契約であるものの、平成23年度以前は制限付き一般競争入札を実施している。同様の業務委託であるにも関わらず、業者の選定方法に相違があり、両クリーンセンターの情報交換がなされておらず、方針の統一化が図られていない。同じ環境部に所属する施設として、可能な限り一体的な管理が望まれる。	94	現在、南・北クリーンセンターとも随意契約で対応していますが、両クリーンセンターで一括発注をすることによって生じるメリット・デメリットの整理・情報共有化を行うとともに、調整可能な部分の統一的な管理を進める協議を実施しました。	措置等を講じた	北部クリーンセンター 南部クリーンセンター	環境部
21	IV. 契約	意見	●北部クリーンセンター	② ごみ収集車(2) ③ ごみ収集車(3)	買い替え時期の到来した車両について、北部クリーンセンター、南部クリーンセンターがそれぞれ個別にその都度入札を実施し、購入している。1台当たりの単価が高い購入であることを考慮すると、同じ年度での購入予定車両はまとめて、また、可能であれば北部、南部で一括購入を図るほうが、効率的あるいは規模の面から経済的と思われる。北部、南部と場所は異なるとしても、同じ環境部内のごとであり、両課で相談や調整を行い対応を図ることが望まれる。	95	特装部の形状(圧縮式・回転板式)の違い等、車両購入時の状況により、両クリーンセンターで一括購入するか、別々に購入するか熟慮の上決定することとしました。	措置等を講じた	北部クリーンセンター 南部クリーンセンター	環境部
22	IV. 契約	意見	●南部クリーンセンター	① 柏市南部クリーンセンター仮保管庫設置工事	制限付き一般競争入札により業者選定が実施されており、8者という比較的多数の業者の応募があったが、応札者全員の応札価格が公表されていた最低制限価格に張り付いたため、電子くじによる選定、落札となった。このような最低制限価格に応札者全員の応札価格が貼りつくようなケースでは、何らかの事情あるいは要件に基づき最低制限価格での応札となったと考えるが、市ではこのような状況の原因調査は実施していない。発注金額の規模による誘因か、業者の実績作りに必要なためか、あるいは設計額の見積りのふれによるものか等々、その要因を可能な限り調査あるいは検討し、次回の入札に当たっての参考情報とすべきである。	96	ボックスカルバート利用での仮保管庫設置工事発注は前例がなく、指定廃棄物保管場所の確保は急務となっていたため、価格の実勢調査は難しい状況にありました。また、見積も複数社から徴収しており、適正に設計していた根拠ある金額のため、理由なく設計金額を下げることはできませんでした。最低制限価格に張り付いた原因として、ボックスカルバートのメーカーに確認したところ、指定廃棄物仮保管庫としての実績が欲しかったとの回答を得ました。今後、仮保管庫設置工事を踏まえ、入札方法も含め検討していきます。	措置等を講じた	南部クリーンセンター	環境部
23	IV. 契約	意見	●南部クリーンセンター	② ごみ収集車(3tバッテリー車、3tプレスディーゼル車)	北部クリーンセンターの項ですでに記述したが、1台当たりの単価が高い購入であることを考慮すると、同じ年度での購入予定車両はまとめて、また、可能であれば北部、南部で一括購入を図るほうが効率的、あるいは規模の面から経済的となるのではないかと、と思われる。	97	特装部の形状(圧縮式・回転板式)の違い等、車両購入時の状況により、両クリーンセンターで一括購入するか、別々に購入するか熟慮の上決定することとしました。	措置等を講じた	北部クリーンセンター 南部クリーンセンター	環境部
24	IV. 契約	意見	●南部クリーンセンター	③ 第二最終処分場浸出水処理施設運転管理業務委託	北部クリーンセンターが所管する柏市最終処分場の水処理施設の運転管理委託に関する項ですでに記述したが、同じ委託業者に運転管理を任せしており、このような場合、両クリーンセンターの委託業務を一括して取り扱うべきと考える。	98	現在、南・北クリーンセンターとも随意契約で対応していますが、両クリーンセンターで一括発注をすることによって生じるメリット・デメリットの整理・情報共有化を行うとともに、調整可能な部分の統一的な管理を進める協議を実施しました。	措置等を講じた	北部クリーンセンター 南部クリーンセンター	環境部
25	IV. 契約	意見	●南部クリーンセンター	③ 第二最終処分場浸出水処理施設運転管理業務委託	随意契約に当たり、委託業者からの見積書は入手しているが、当該見積書においては、経費の詳細な積上げ計算が記載されていない。北部クリーンセンターが所管する最終処分場に係る浸出水処理施設の運転管理業務委託との比較検討を実施するためにも詳細な見積内訳書入手すべきと考える。	98	業務委託契約において、契約事務システムを遵守していき、詳細な見積書内訳の提出により対応することとしました。	措置等を講じた	南部クリーンセンター	環境部
26	IV. 契約	意見	●南部クリーンセンター	④ 放射性物質に汚染された固化物の一時保管作業委託(その4) ⑤ 放射性物質に汚染された固化物の一時保管作業委託(その5) ⑥ 溶融飛灰固化物仮保管庫移送作業 ⑦ 放射性物質に汚染された固化物移送のためのフロン詰込業務(その1)	当該契約案件の業務の中で中心となる業務を他の事業者へ再委託していることから、実際にはこの種のサービスを提供できる民間業者は当該契約業者に限定されることはなかったものとする。福島第一原発事故が発生し、放射性物質が周囲に拡散してから2年近く経過しており、当該業務に関する環境も変化しつつある。当初契約した事業者以外にも、適切な事業者がないか否かの検討を実施すべきであったと考える。	99	事業者の選択については、契約案件の業務内容に沿った業務を精査することとしました。	措置等を講じた	南部クリーンセンター	環境部
27	IV. 契約	意見	●環境サービス課	① し尿収集運搬業務委託(旧柏地区)	市の作成した設計額の算定書を開覧すると、旧柏地域の業者と旧沼南地域の業者の委託料の設計額の算定方法は異なっている。設計額は業者の業務量を勘案し設計するべきであるし、その算定の根拠は同じ取引であれば、統一しておく必要があると考える。	100	旧柏地域と旧沼南地域の業者は、設立の経緯、目的、業務形態等が異なるため算定の根拠について統一することは困難であるものの、算定の根拠を相互に近づけるよう検討を行ってまいります。	検討中	環境サービス課	環境部
28	V. 公有財産及び物品管理	意見	●柏市リサイクルプラザ	⑤ 物品所有者の区別	柏市リサイクルプラザには、市、当該組合、当該委員会それぞれの所有物品等が存在するが、当該組合及び当該委員会の所有物が明確に区分して管理されておらず、また、現物確認は実施しているものの、所有区分の不明確さから十分な確認ができていなかった。たとえばシール添付による識別など、所有者が明確となるような管理手法を採用することが望まれる。	110	平成26年4月に物品の在庫確認を行った際に、市の物品登録の対象外の物についても所有者の確認を行い、物品ごとに所有者が識別できるようシールを貼付しました。	措置等を講じた	廃棄物政策課	環境部
29	V. 公有財産及び物品管理	意見	●柏市リサイクルプラザ	⑥ 寄贈物品の取得価格	市では、平成23年11月の市有車庫検時において液晶テレビを景品として受贈し、物品一覧表に取得価格ゼロとして計上している。しかし、物品一覧表に記載するべき寄贈物品の取得価格の付し方に関するルールは定められていない。物品管理上、物品一覧表に記載するべき寄贈物品の範囲及び記載する際の取得価格の付し方等に関するルール化を行うべきである。	111	物品管理担当部署と協議し、今回のケース(懸賞にて受贈した景品の物品登録)においても「取得価格0円」で登録することを確認しました。	措置等を講じた	廃棄物政策課	環境部

管理番号	監査対象	要改善事項/意見	項目	主な内容	報告書ページ	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	
30	V.公有財産及び物品管理	意見	●柏市リサイクルプラザ	⑦ コンベヤローラの管理について	コンベヤの修理用予備品であるコンベヤローラについては、各品番ごとに管理一覧表を作成して管理しているが、最終在庫数のみを記載しており、受払形式の様式となっていない。事務処理の正確性や差異が発生した場合の原因究明のために、受払形式の様式とすることが望まれる。	111	コンベヤローラを含む予備品については、受払形式での管理表を新たに作成し、四半期毎に市へ報告することとした。 また、平成26年度当初の在庫について、市職員立会いのもと、数量を確認しました。	措置等を講じた	廃棄物政策課	環境部
31	V.公有財産及び物品管理	意見	●柏市リサイクルプラザ	⑧ 柏市再生資源事業協業組合の消耗品使用実績の把握について	消耗品に関して、年度末において業務報告がなされているが、各月ごとの購入数、使用数、在庫数の報告であり、年間合計購入数が示されていない。また、積算段階では金額のみで積算しており、数量ベースの積算がなされていないため、積算、実績いずれの段階でも数量ベースでの把握がなされていない。 柏市リサイクルプラザの選別加工の処理業務の委託に関して、積算段階より数量ベースでの設定を行うとともに、各執行年度における年間使用実績数量を把握し、当初の積算数値と比較・分析することが必要と考える。	112	予備品と同様に、消耗品についても受払形式での管理表を活用し、四半期毎に市へ報告することとした。 これにより、年間での合計購入数及び使用実績数を把握し、委託料積算時の資料とします。	措置等を講じた	廃棄物政策課	環境部
32	V.公有財産及び物品管理	意見	●柏プラネット	① 柏市廃棄物処理業協業組合の消耗品の使用実績の把握について	市は柏プラネットの処理業務を柏市廃棄物処理業協業組合に委託しており、年度末において業務報告がなされているが、消耗品に関する報告はなされていない。その結果、購入数、使用数、在庫数が把握できず、委託料の積算段階においても金額算定の根拠が不明確となっている。 当初の積算段階より数量ベースでの設定を行うとともに、各執行年度における年間使用実績数量を把握し、当初の積算数値と比較・分析することが必要と考える。	113	消耗品の管理について、受払形式の管理表を作成し、四半期毎に市へ報告することとした。 これにより、年間での合計購入数及び使用実績数を把握し、委託料積算時の資料とします。	措置等を講じた	廃棄物政策課	環境部
33	V.公有財産及び物品管理	意見	●南部クリーンセンター	② 施設建設時に取得した物品の管理について	南部クリーンセンターでは建物建設工事に取得した物品については、外注委託先に管理が委ねられている。 外注委託先では当該物品を「備品管理票」に登録して管理し、市へ提出している。しかし、市では報告を受けているものの直接現物調査等は実施しておらず、業者による棚卸の方法や棚卸結果のモニタリングも実施していない。 市によるモニタリング(業者による現物調査結果の検証等)の実施が望ましい。	115	SPC事業(特別目的会社)における物品の管理については包括管理として捉えていましたが、「物品一覧表」を作成の上、市、委託先で管理することとした。	措置等を講じた	南部クリーンセンター	環境部
34	V.公有財産及び物品管理	意見	●山高野浄化センター	③ 委託業者消耗品の使用実績の把握について	委託先業者が業務遂行に必要なオイルやVベルト等の消耗品も保管されているが、市では定期的な数量確認等の管理は行っていない。また、薬品以外の備品については書面による現物調査結果の報告も受けていない。市によるモニタリング(日報・月報・年報等の数量確認報告の入手と現物調査を含む検証作業等)の実施が望ましい。	118	当該物品について、委託先業者からの月報によるモニタリングを実施することとした。	措置等を講じた	環境サービス課	環境部
35	IX. 原価計算	意見	(1) 準拠する原価計算の基準等について	市は、全国都市清掃会議の「廃棄物処理事業原価計算の手引」に準拠している旨や会計方針等について原価計算結果とともに開示してはならない。 準拠する原価計算方式及びその内容についても開示する必要がある。 また、より実態を反映した原価計算結果を認識するためには、退職給付引当金繰入額相当額を原価計算に反映させるべきであり、たとえ管理ベースであっても環境省公表の「一般廃棄物会計基準」には準拠し、算定することが望ましい。	136	平成25年度清掃事業概要より準拠する原価計算方式及びその内容について開示します。また、一般廃棄物会計基準への準拠につきましては、他自治体の導入事例を注視しつつ、本市の特殊事情である放射能対策や1市2制度の解消等を踏まえ、立案していきます。	措置等を講じた	廃棄物政策課	環境部	
36	IX. 原価計算	意見	(2) 東京電力福島原子力発電所の放射能事故による影響について	現在の原価計算表においては、東京電力に対する費用と収入の期間対応が図られておらず、年度の実態を必ずしも適正に示しているわけではない。 その補正として、たとえば、後日東京電力からの補償額が明確になった時点で従来作成の原価計算結果に注記事項として修正数値を開示する等、何らかの対応を図ることが望まれる。	136	平成25年度清掃事業概要より注記事項を追加するとともに、賠償額確定時点で順次修正数値を開示することとした。	措置等を講じた	廃棄物政策課	環境部	
37	IX. 原価計算	意見	(3) 原価計算方法のルールの整備	採用した計算方法を継続的に適用し、誰が原価計算を実施しても同一の計算結果とするために、マニュアル等による原価計算方法を定めたルールの整備が必要である。	137	原価計算方法のルール整理を行い、原価として集計する経費の範囲や人件費の集計方法、部門別計算における部門共通費の配賦基準等を定めました。平成25年度の原価計算表作成から、整理したルールを基に原価計算を行っていくこととしました。	措置等を講じた	廃棄物政策課	環境部	
38	XI. 危機管理	意見	(1) 危機管理マニュアルについて	各課作成の危機管理マニュアルは、その整合性と想定危機の網羅性に留意する必要があるため、環境部全体としてマニュアルを作成するか、少なくとも各課作成の危機管理マニュアルの内容を統一的に検討することが望まれる。 現在の危機管理マニュアルは「危機広報における基本事項」に対する記載が厚く、広報対応が中心となっている。広報対応のみならず、マニュアルの本来の目的に整合した内容とするべきである。	146	記載内容の統一や危機への対応など、市の危機管理基本計画に基づき各所管課で危機管理マニュアルを作成していくルールを確認するとともに、各課のマニュアルを相互で保有し共有化を図ることとした。	措置等を講じた	全課	環境部	
39	XI. 危機管理	意見	(2) 防災訓練について	危機管理マニュアルにて想定されているその他の危機についても定期的な訓練あるいは研修が必要であると考える。	147	市や施設で行う防災訓練と合わせ、各所属において危機管理マニュアルの内容を定期的に周知することや、委託先とも情報共有や共通理解を図りながら、危機に対する対処法の確認を行うこととしました。	措置等を講じた	全課	環境部	
40	XI. 危機管理	意見	(3) 南部クリーンセンターの運転停止(小規模爆発の発生事故)について	危機管理の観点からは、事実公表に係る判断のよりどころにつき、一定の尺度を準備し、マニュアル化することが必要と考える。	148	南部クリーンセンター危機管理マニュアルにかかる柏市第二清掃工場緊急事態対応マニュアルに定めている、取り進む緊急管理に関する基本的な事項(緊急事態及びその対応状況について公表するもの)について対応方針を確認しました。	措置等を講じた	南部クリーンセンター	環境部	

管理番号	監査対象	要改善事項/意見	項目	主な内容	報告書ページ	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局
41	XIV. ごみ処理の有料化	意見	(1) 家庭ごみの有料化の検討について	家庭ごみの有料化については、市民の負担に直結するため、市の財政上の問題や処理施設の更新の問題、実際にとの程度のごみ排出量の削減が見込めるか等、様々な観点からの考慮、検討が必要であると考え、基本計画にも取り上げているように、今後は家庭ごみの有料化の検討を行い、その検討過程を文書化しておく必要があると考える。	155	中核市や近隣市等を対象とし、家庭ごみ有料化に関する調査を行いました。家庭ごみ有料化については、ごみの減量や資源化の促進、ごみの排出に応じた受益者負担の公平性の観点のほか、本市の特殊事情である放射能対策の影響、ごみ処理施設の更新や1市2制度への対応等を総合的に勘案しつつ検討していきます。また、検討過程については文書で適正に保存していきます。	検討中	廃棄物政策課	環境部
42	XIV. ごみ処理の有料化	意見	(2) 家庭ごみを有料化した他市との比較について	家庭ごみの有料化については、いずれは避けて通れない施策である。今後の老朽化したごみ処理施設の更新や1市2制度の課題等とも合わせ、諸施策との整合性をもった導入の検討が望まれる。	157	中核市や近隣市等を対象とし、家庭ごみ有料化に関する調査を行いました。家庭ごみ有料化については、ごみの減量や資源化の促進、ごみの排出に応じた受益者負担の公平性の観点のほか、本市の特殊事情である放射能対策の影響、ごみ処理施設の更新や1市2制度への対応等を総合的に勘案しつつ検討していきます。また、検討過程については文書で適正に保存していきます。	検討中	廃棄物政策課	環境部
43-1	総括意見	意見		(施設について) 稼働後長期間を経る北部クリーンセンターや粗大ごみ処理施設の老朽化は進んでいる。北部クリーンセンターにおいては、民間事業者に委託した施設の運転管理の期限が平成33年度に到来するが、当該時点で稼働後30年を経過することとなるため、時間的な余裕はなくなりつつある。 また、焼却施設の稼働状況は、少子高齢化や長引く景気低迷により当初想定した稼働率を下回ってきている。旧沼南町との合併により有ることとなった広域処理を行う柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の焼却施設を含めずとも、ごみ処理施設の処理能力は現在の柏市のごみ処理量を大きく上回る。柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合との関係維持が必要であるならば、今後、旧柏地域の焼却施設のダウンサイジング、あるいはごみ処理事務の広域化等の検討が不可欠と考える。 また、公共下水道の整備により年々処理量が減少を続ける山高野浄化センターについても、今後の運営方針を検討する時期が到来してきていると思われる。	158	老朽化が進んでいる北部クリーンセンター及び粗大ごみ処理施設の再整備の早期着手に向けて調査を進めると共に、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合等との広域処理やごみ減量等を踏まえつつ、焼却規模や3つの清掃工場体制の合理化をはじめ、今後の各施設のあり方等について安定的な処理、費用対効果等さまざまな観点から総合的に検討し措置を講じていきます。 また、山高野浄化センターについても広域処理も考慮し施設のあり方を検討していきます。	検討中	廃棄物政策課 環境サービス課	環境部
43-2	総括意見	意見		(物品管理について) 基本的に、台帳記載の物品に関しては現物との整合性が取れているものの、現場から抽出した物品に関しては台帳に記載されていないものが存在する。平成23年度の監査以降、全庁的に物品管理に関する改善が図れているわけではないと考える。	158	引き続き、新たに作成した「重要物品調査の手順」及び「一般物品調査要領」により、物品調査の作業手順を徹底させ、現物と台帳の不一致の解消を図ります。	措置等を講じた	会計課	会計課
43-3	総括意見	意見		(契約事務について) 契約事務に関しては、各所管部署ごとにその事務を執行（入札手続きは除く）しているが、環境部の各施設については、各施設で共通する業務については、部全体としてその内容を検討し、また、一体として業者との交渉等を実施することが重要と考える。 全般的に、横断的な対応に関する視点が脆弱であると考え、各課の職務分掌にこだわらずマクロ的な視野あるいは視点を持つことが必要である。	158	共通する業務に関して情報共有を図るとともに、物品購入など仕様の統一が可能なものについては一体として業者と交渉していくことを確認しました。引き続き、組織横断的な視点から業務の効率化等を進めていきます。	措置等を講じた	全課	環境部